

外国人介護人材にかかる受入れの仕組み

— 詳細編 —

北海道医療大学先端研究推進センター
伊藤 優子

- 外国人介護人材受入れの仕組みは、現在4つのルートがあり、それぞれの受入れの仕組み、制度の目的は異なる。
- そのため、受け入れる外国人介護人材の「条件」や「レベル」も異なる。さらに、受入れ施設の要件や外国人介護人材への講ずべき対応も異なっている。
- それぞれのルートの特色を理解し、外国人介護人材の受入れ環境整備につなげる。

外国人介護人材受入れの仕組み（令和3年時点）

EPA（経済連携協定）
（インドネシア・フィリピン・ベトナム）

在留資格「介護」
（H29. 9 / 1～）

技能実習
（H29. 11 / 1～）

特定技能1号
（H31. 4 / 1～）

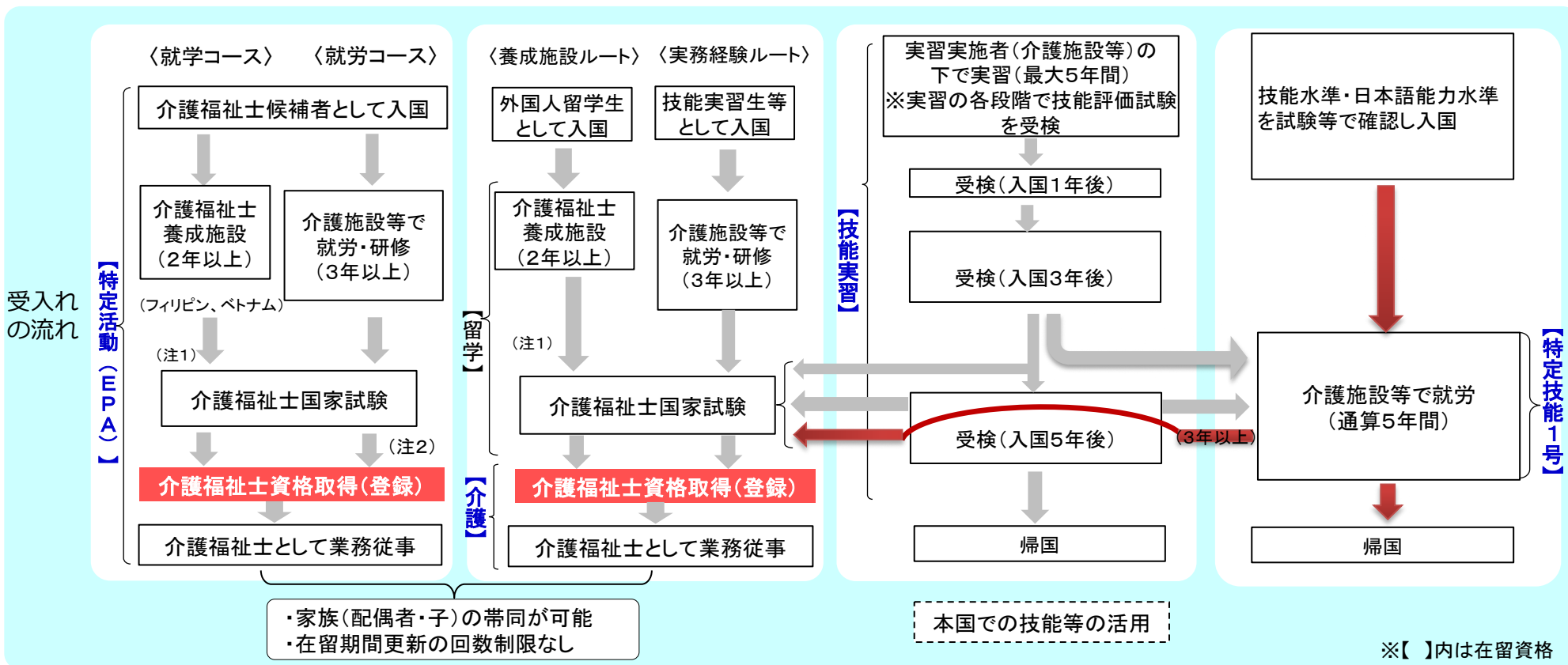
制度趣旨

二国間の経済連携の強化

専門的・技術的分野の外国人の受入れ

本国への技能移転

人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ



(注1)平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。
 (注2)4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

1. EPA(經濟連携協定)

2. 在留資格「介護」

3. 技能実習制度

4. 特定技能

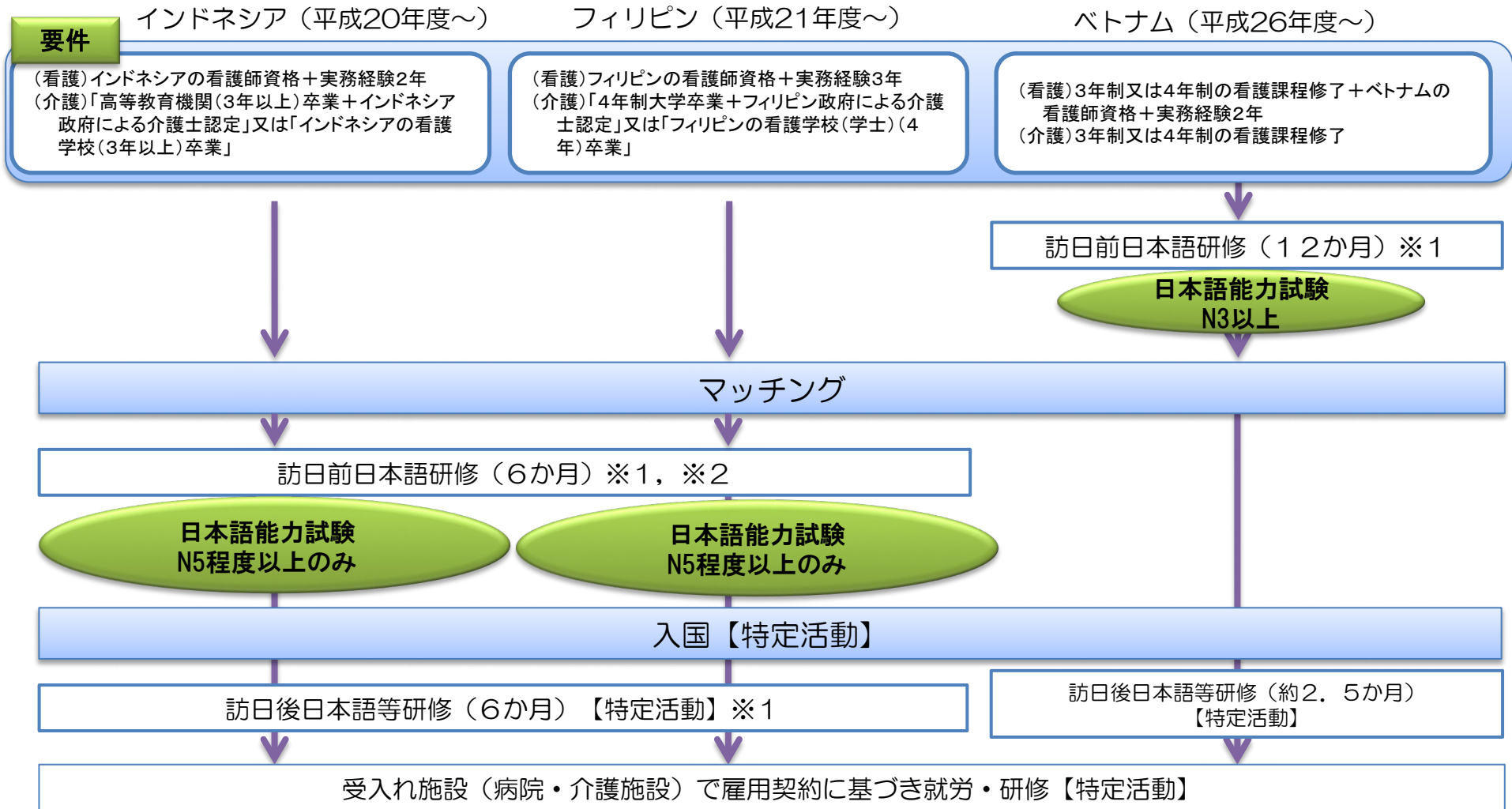
制度の趣旨

- EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者（以下、候補者）の受入れは、日本の看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二か国間の経済活動の連携強化の観点から、経済連携協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うもの
- 候補者が、就労・研修をしながら看護師・介護福祉士国家資格の取得を目指すもの

特色

- 国内労働市場への影響や制度の適正な運用の確保の観点から、年度ごとの受入れに際して、候補者の年間の受入れ最大人数を設定
- 受入れ調整機関（国際厚生事業団）・送り出し調整機関（相手国政府機関）が、一元的に候補者の受入れ／送り出し業務を実施
- 候補者を受け入れる機関は、一定の要件を遵守する必要
- 候補者は、母国での資格取得など一定の要件を満たしている必要
- 訪日前後に日本語研修（約1年）を実施
- 学習支援や補助金の給付、巡回訪問、相談窓口の設置など国や国際厚生事業団による支援
- 介護福祉士資格取得後は、一定条件を満たした事業所での訪問系サービスへの従事が可能

EPAに基づく受入れの枠組み（就労開始まで） ※令和3年時点

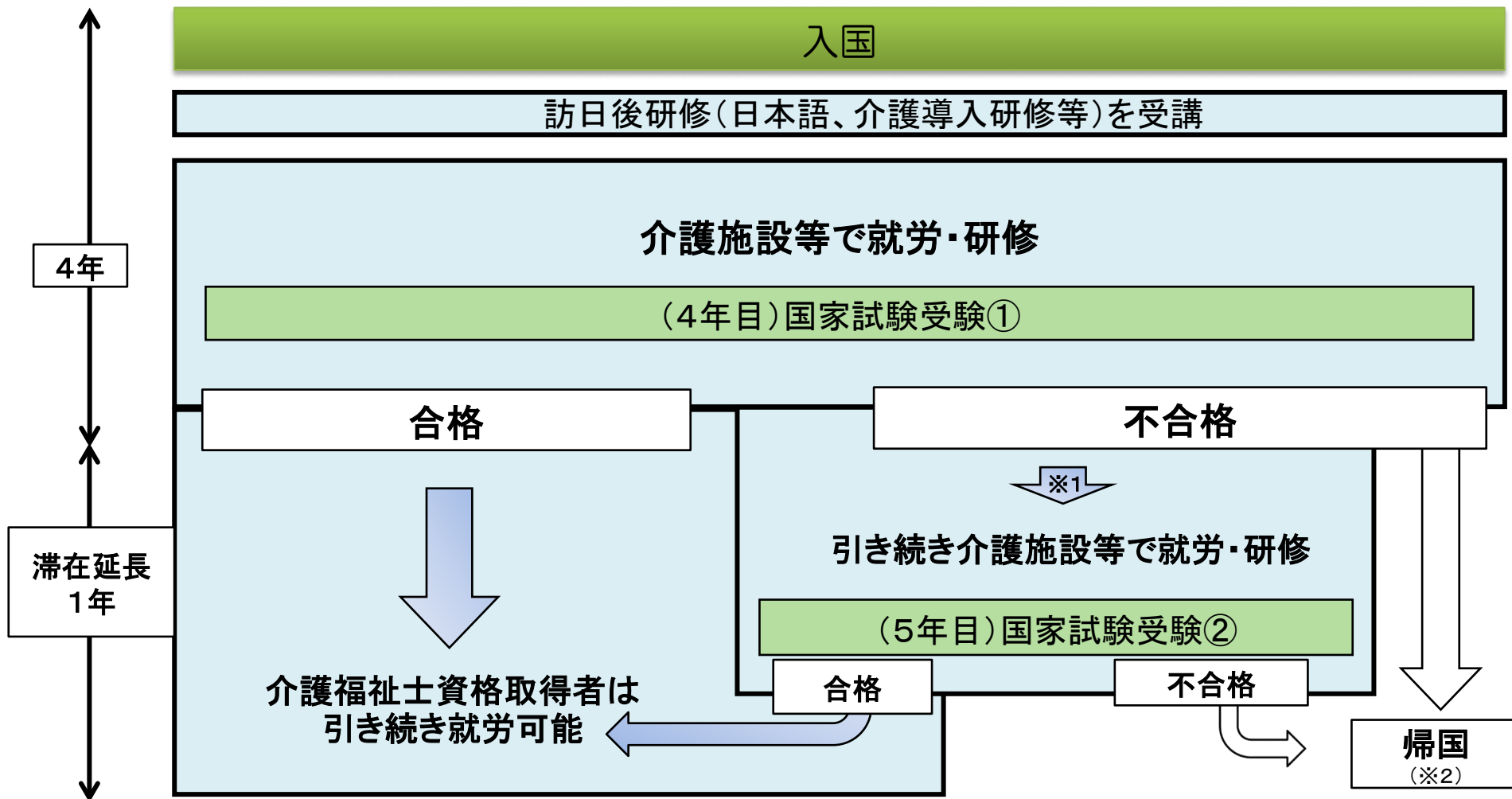


注 【 】内は在留資格を示す。

注 日本語能力試験N2以上の候補者は※1の日本語研修を免除。

また、一定期間内に日本語能力試験N3若しくはN4を取得した候補者は※2の日本語研修を免除。

注 フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある（フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし）。



(※1) 一定の条件を満たす者は、不合格であっても、協定上の枠組を超えて、1年間の滞在延長が可能。

(※2) 帰国後は、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能。

訪日前

日本語研修

インドネシア・フィリピン
訪日前6カ月間
ベトナム
訪日前12カ月間

訪日後

【訪日後日本語研修】

- ・インドネシア・フィリピン
＝訪日後6カ月間
- ・ベトナム
＝訪日後2.5カ月間

【介護導入研修】

※訪日後日本語研修期間
の内約10日間

- 概要
介護分野の基礎研修

- 研修時間
40時間以上

- 研修科目例

[介護]

介護の基本、生活支援技術
(移動の介護、食事の介護、
排せつの介護、衣服の着脱
の介護、入浴・身体の清潔
の介護等

受入れ施設での就労・研修中

1. 受入れ施設での学習経費の支援(都道府県を通じた助成)

○候補者1人当たり年間235千円以内

- (1)日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣
- (2)日本語学校への通学
- (3)模擬試験や介護技術講習会への参加
- (4)学習支援に必要な備品購入費

○候補者1人当たり年間95千円以内

喀痰吸引等研修の受講(当該候補者、日本での滞在期間中1回までを対象)

○1施設当たり年間80千円以内 受入れ施設の研修担当者への手当等

2. 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

- (1)就労年度別の集合研修(模擬試験含む)の実施
- (2)就労年度別の通信添削指導の実施
- (3)各種学習教材の提供
- (4)学習支援システム(e-ラーニング)による各種学習コンテンツ及び情報の提供
- (5)学習相談(専門家による指導・相談)の実施
- (6)チャレンジ問題メール、自己学習チェックシート、自己学習計画シートの提供
- (7)再チャレンジ支援(模擬試験・通信添削指導の実施、学習相談窓口の設置等)

3. 国際厚生事業団による受入支援

- (1)相談窓口の設置(英語・インドネシア語・ベトナム語対応)
- (2)受入れ施設への巡回訪問(就労状況等の確認、日本語専門家による助言)
- (3)メールマガジンの配信(EPA関連情報等の提供)
- (4)専門日本語学習教材の配布
- (5)国家試験過去問題の翻訳・提供(インドネシア語、英語、ベトナム語版)
- (6)研修好事例等を受入れ施設担当者及び候補者に提供
- (7)日本語・漢字統一試験の実施、標準的な学習プログラム及び研修の手引きの提供

介護福祉士
国家試験
の受験

1. 受入れ施設の要件

- ① 介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制が整備されていること
- ② 介護職員の員数が、法令に基づく職員との配置の基準を満たすこと
- ③ 常勤介護職員の4割以上が、介護福祉士の資格を有する職員であること

2. 研修の要件

- ① 介護福祉士国家試験の受験に配慮した、介護研修計画が作成されていること
- ② 研修を統括する研修責任者、専門的な知識・技能に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者を配置すること
- ③ 研修責任者は、原則として、5年以上介護業務に従事した経験があって介護福祉士の資格を有する者
- ④ 日本語の継続的な学習、職場への適応促進、日本の生活習慣修得の機会を設けること

3. 労働契約の要件

- ・ 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること

4. 宿泊施設確保・帰国担保措置の要件

5. その他

- ・ 所定の定期報告や随時報告、国際厚生事業団による定期巡回への協力など

候補者を受け入れている間は、必ずこの要件を満たしていなければならない

1. EPA(經濟連携協定)

2. 在留資格「介護」

3. 技能実習制度

4. 特定技能

制度の趣旨

専門的・技術的分野の外国人の受入れ

創設の経緯

◆質の高い介護に対する要請

高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請の高まり

◆介護分野における留学生の活躍支援

介護福祉士養成施設の留学生が介護福祉士の資格を取得しても、我が国で介護業務に就けなかった



「日本再興戦略」改訂2014(抜粋) (平成26年6月24日 閣議決定)

(持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討)

- 我が国で学ぶ外国人留学生が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目途に制度設計等を行う。



平成29年9月1日施行



- ◆施行当初は、養成施設ルートに限定されていたが、上陸基準省令の見直しにより、実務経験ルートにも拡大された

令和2年4月1日～

特色

◆養成施設ルート

- 介護福祉士養成課程を経て、介護福祉士資格を取得
- 資格取得までには、介護施設での実習等を経験している
- 在学中に施設でアルバイトをしている留学生も多いが、アルバイトをするには「資格外活動許可」が必要

◆実務経験ルート

- 介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、**実務者研修を受講し**、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格「介護」を認める

※EPA介護福祉士の在留資格は「特定活動」だが、在留資格「介護」に変更することも可能

◆勤務できるサービスの種類に制限なし

1. EPA(經濟連携協定)

2. 在留資格「介護」

3. 技能実習制度

4. 特定技能

制度の趣旨

技能実習制度は → “人づくり”

- 人材育成を通じて我が国で開発され培われた技能、技術又は知識を、開発途上国や地域等（以下、「開発途上国等」という。）への移転を図り、その開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としてできた制度

創設の経緯

- ◆ 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）「出入国管理及び難民認定法」（入管法）

※賃金の未払いや最低賃金が守られない、外出制限など入管法令や労働関係法令違反の発生、国内外からの批判

※一方、対象職種の拡大や、実習期間の延長等、制度の拡充の要望

日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）管理監督体制の強化を前提に技能実習制度を拡充

- 対象職種の拡大・・・介護職種の追加が検討
- 実習期間の延長・・・技能実習3号の創設（3年→最大5年）
- 受入れ枠の拡大



「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」

介護サービスの特性に基づく様々な懸念に対応するため、以下の3つの要件に対応できることを担保したうえで追加

(ア) 介護職に対するイメージ低下を招かないようにすること

(イ) 外国人について、日本人と同様に適切な処遇を確保し、日本人労働者の処遇・労働環境の改善の努力が損なわれないようにすること

(ウ) 介護のサービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすること

(参考) 外国人介護人材受入れの在り方に関する 検討会における「介護」の考え方

- 移転の対象となる「介護」業務が、単なる物理的な業務遂行とならないよう、一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・ところとからだのしくみ等の理解に裏付けられたものと位置づけることが重要である。
特に、認知症ケアについては我が国の介護技能の特徴をなすものでありまた国際的にも技能ニーズが高まることを踏まえ、関連する知識等の理解を伴うものとすることが重要である。
- 介護は単なる作業ではなく、利用者の自立支援を実現するための思考過程に基づく行為であることを踏まえ、それに必要な考え方等の理解を含めて、移転の対象と考えることが適当である。

技能実習「介護」における固有要件について

- 介護の技能実習生の受入れに当たっての要件は、下記のとおり。(「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」(平成27年2月4日)での提言内容に沿って設定。)
- 平成29年9月、介護職種に固有の要件を告示。平成29年11月、対象職種に介護を追加。

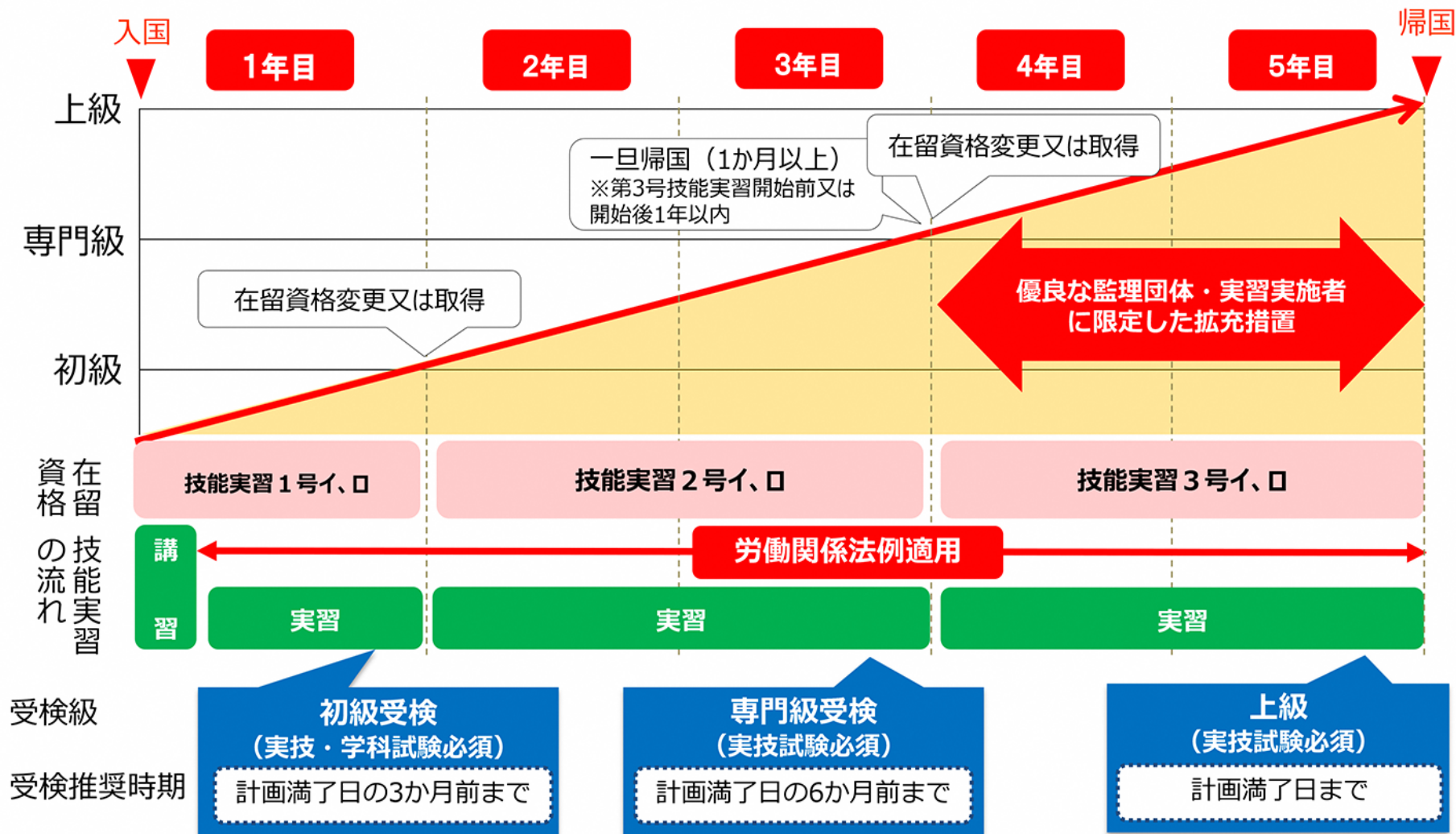
介護固有要件 ※技能実習制度本体の要件に加えて満たす必要がある。	コミュニケーション能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目(入国時)は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件 ただし、一定の条件を満たす場合は、当分の間、「N4」であっても、2号修了時(入国後3年間)まで在留を可能とする (参考)「N3」: 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」: 基本的な日本語を理解することができる (日本語能力試験: 独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施)
	適切な実習実施者の対象範囲の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護」の業務が現に行われている事業所を対象とする(介護福祉士国家試験の実務経験対象施設) ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象
	適切な実習体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ人数枠 受入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員(常勤介護職員)の総数に応じて設定(常勤介護職員の総数が上限)。 ・技能実習指導員の要件 技能実習生5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。 ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ ・夜勤業務等 利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じる。 (※)具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
	監理団体による監理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・監理団体の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置 ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断
技能実習評価試験	移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころとからだのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする ・必須業務=身体介護(入浴、食事、排泄等の介助等) ・関連業務=身体介護以外の支援(掃除、洗濯、調理等)、間接業務(記録、申し送り等) ・周辺業務=その他(お知らせなどの掲示物の管理等)
	適切な公的評価システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・各年の到達水準は以下のとおり 1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

特色

- 送り出し国と日本政府との間で「MOC」と呼ばれる二国間の取り決め
- 技能実習生の受入れは、「団体監理型」と「企業単独型」がある（介護の場合は団体監理型が多い）
- 許可を受けた監理団体が、実習実施者等と技能実習生等との間における雇用関係のあっせん及び実習実施者に対する技能実習の実施に関する監理（実習監理）を行う
- 技能実習生は、技能実習指導員の指導の下、技能実習計画に則り、技能の修得を図る
- **技能実習生5名につき、1名の技能実習指導員の選任が必要。技能実習指導員は介護福祉士等。**
- 技能の移転が制度の目的であることから、必ず修得すべき技能としての「必須業務」、修得すべき技能の向上に直接、または、間接的に寄与する業務としての「関連業務」、必須業務に従事する者が必須業務に関連して行う業務のうち、必須業務及び関連業務に含まれない「周辺業務」が示されている

技能実習生の入国から帰国までの流れ

17



※技能実習制度は「技能の修得」が目的であるため、修得すべき技能が身についているかの評価試験が行われる

1. EPA(経済連携協定)
2. 介護分野における技能実習
3. 在留資格「介護」
4. 特定技能

制度の趣旨

生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人の受入れ

創設の経緯

1 未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)

経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく。

2 経済財政諮問会議での総理大臣指示(平成30年2月20日)

「深刻な人手不足が生じて」おり、「専門的・技術的な外国人材受入れの制度の在り方について、早急に検討を進める必要がある。」「在留期間の上限を設定し、家族の帯同は基本的に認めないといった前提条件の下、真に必要な分野に着目しつつ、制度改革の具体的な検討を(中略)開始していただきたい。」

3 タスクフォースの設置(平成30年2月23日)

経済財政諮問会議における総理大臣の御発言を受け、2月23日、関係省庁の局長級で構成するタスクフォースを設置2月23日から5月29日までの間にタスクフォースを2回開催したほか、関係省庁の課長級で構成する幹事会を8回開催

4 経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)(平成30年6月15日閣議決定)

「従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。」

5 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の開催(平成30年7月24日設置)

一定の専門性・技能を有する新たな外国人材の受入れ及び我が国で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催

特色

- 「特定技能」は、1号と2号があるが、介護は1号のみ
- 相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する業務に従事する外国人
- 身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等）に従事（注）訪問系サービスは対象外
- 特定技能評価試験と日本語試験（他業種同様、国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験N4以上及び介護日本語評価試験など）に合格することが必要
- 介護分野の技能実習2号を良好に修了した人やEPA候補者としての在留期間満了で一定の要件を満たす人は、技能試験・日本語試験を免除
- 受入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない

外国人介護人材受入れの仕組み（令和3年時点）

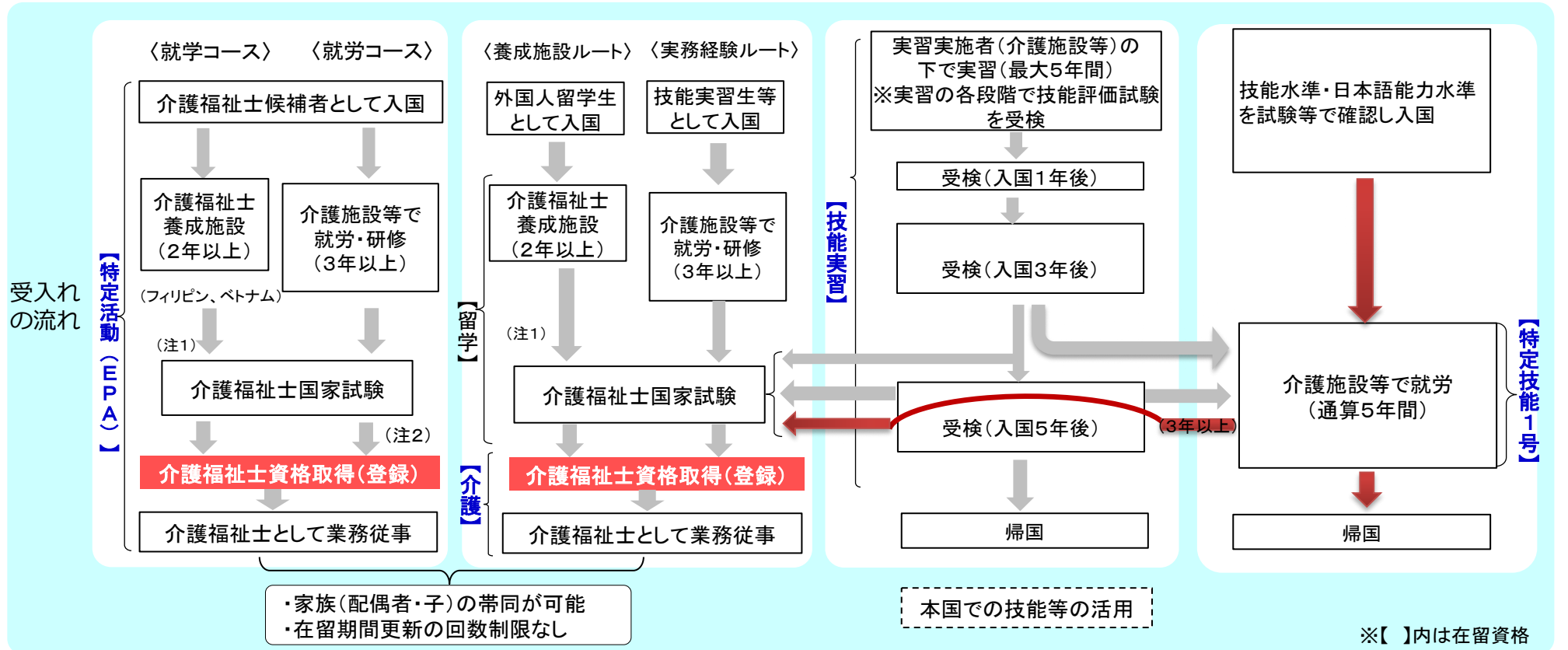
EPA（経済連携協定）
（インドネシア・フィリピン・ベトナム）

在留資格「介護」
（H29. 9 / 1～）

技能実習
（H29. 11 / 1～）

特定技能1号
（H31. 4 / 1～）

制度趣旨	二国間の経済連携の強化	専門的・技術的分野の外国人の受入れ	本国への技能移転	人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ
------	-------------	-------------------	----------	--------------------------------



（注1）平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。
（注2）4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。